第３期行政経営改革大綱策定案に対するパブリックコメント（市民意見募集）の結果について

１　実施期間と結果

(1) 募集期間　令和８年７月 28 日(火) ～ 令和８年８月 28 日(金)

(2) 提 出 者　21 名

(3) 意見件数　49 件

(4) 提出方法　電子メール(19 名)、郵便(２名)

２　提出された意見の概要とそれに対する市の考え方

※この一覧はパブリックコメントが提出された順に整理しています

NO	大綱案 ページ番号	意見等の概要	市の考え方	所管部署
1	1	冒頭の市長あいさつは、市民に行政経営改革の必要性と目指す姿を理解してもらうための重要なメッセージであると考えます。 「これまでの仕組みの延長線上では困難」「旧市町の枠組みや慣習が壁」「完全に乗り越える」といった表現は、これまで行政や地域、住民が積み重ねてきた取組や、地域の歴史・文化・住民自治まで否定する趣旨とも受け取られる可能性があります。 行政経営改革が必要であることは理解していますが、その目的は過去を否定することではなく、これまで培ってきた成果や地域の強みを生かしながら、市民一人ひとりの暮らしをより良くし、「庄原に住み続けてよかった」と実感できる未来を実現することにあると考えます。 市民が改革の目的を前向きに理解できるよう、その趣旨がより伝わる表現への見直しを検討していただきたいと思います。	冒頭に明記している「各地域が育んできた歴史や文化を大切に守りながら、まちづくりを進める」という前提は、これからも変わることはありません。 そのうえで、過去の歩みを尊重しつつも、これまでどおりの行政運営の仕組みや旧市町の枠組みにとらわれることなく、一歩踏み込んだ見直しを行わなければならない段階を迎えていると考えております。 また、「旧市町の枠組みを完全に乗り越え」という表現は、地域の歴史や文化を否定するものではなく、むしろ「市全体の最適解を追求することで、すべての地域に住む市民の皆様の安心な暮らしを守り抜く」という強い決意を表したものです。 本改革は、過去の否定ではなく、新たなステージへ転換していくためのものであり、ご指摘のとおり、市民の皆様がこれからも「庄原に住み続けたい」「この地域に生まれてよかった」と実感できる持続可能なまちづくりを進めるための、強固な土台になるものと考えております。	行政経営改革課

2	2	【1 趣旨】の中で、「住民自治組織との連携のあり方」についても「従来の延長線上にとどまらない、新たな視点・発想に基づく抜本的な改革」を行う必要があるとの記載は、住民自治組織そのものが行政経営改革の対象であるとの印象を受けます。 行政経営改革は、市民の暮らしをより良いものにするための改革であり、その実現には行政と住民自治組織がそれぞれの役割を尊重しながら協働することが重要であると考えます。その考え方が市民にも分かりやすく伝わる記述となるよう検討していただきたいと思います。	行政自身の効率化を進めることはもとより、住民自治組織が抱える課題に対して真摯に向き合い、行政と住民自治組織の双方が新たな視点や発想のもとで、これまでの関係性や役割分担、組織、支援・協働のあり方を時代に即して整理していく必要があると考えております。 そうした中、住民自治組織のあり方については、大綱 26 項に記載のとおり、自治振興区連合会理事会構成員、市長等で構成する「住民自治のあり方」に関する懇談会の内容を踏まえて、総合的に判断することとしております。	行政経営改革課 地域共創課
3	4	【3 第３期大綱】の視点では、「共創のまちづくりの推進」「市の一体感の醸成」「一体的な発展」が掲げられていますが、地域ごとの特性や住民自治を尊重しながら市全体の発展を目指すという視点が十分読み取れません。 「庄原市まちづくり基本条例」を基底としたまちづくりを推進するのであれば、市民参加や協働、地域の自主性をどのように行政経営改革へ反映していくのかという考え方も、基本的な視点として示していただきたいと考えます。 市全体としての一体的な発展と地域の多様性は対立するものではなく、それぞれの地域の強みを生かしながら、市民一人ひとりの暮らしの課題解決につながる行政経営改革であることが伝わる内容となることを期待します。	ご指摘のとおり、市全体としての一体的な発展と地域の多様性は決して対立するものではなく、むしろ補完関係にあると考えております。 「各地域の強み」を「庄原市全体の強み」とし、「庄原市まちづくり基本条例」を基底とした市民の参画と協働によるまちづくりを進めていくために、本改革がその土台になるものと考えております。	行政経営改革課
4	18-19	【財政状況】で、現状分析として課題を示すことは重要であると考えます。一方で、「支所を多く配置しなくてはいけない」「自治振興区への補助交付金が多数・多額となっています」などの記載は、市民に対してその事実や当該経費そのものが問題であるとの印象を与える可能性があります。 庄原市の広域性や地域特性に対応するための支所配置や住民自治組織への支援は、市民生活を支える上で必要な側面もあります。財政課題を示す際には、そうした背景にも触れながら、持続可能な行政運営のために見直しが必要であるという趣旨が伝わる表現を検討していただきたいと考えます。	財政状況につきましては、人口や産業構造等が同じ区分の類似団体や全国平均、広島県平均との数値比較により、支所の職員数の配置、補助費等の傾向等について分析したものとなっております。 また、この前段（本大綱 11 項～17 項）では面積や人口密度等、県内における本市の状況も示しております。 これらのデータとその分析にあわせ、本市の広域性や地域特性等の背景を踏まえながら、審議会において慎重審議をいただき、取り組みの方向性や考え方を整理しております。	行政経営改革課

5	20	【取り組み項目の全体像】は、第３期行政経営改革大綱全体の考え方を市民に分かりやすく示す重要な図であると考えます。 一方で、図では「仕事のやり方の改善」「選択と集中」「行財政運営」が中心となっており、改革によって市民の暮らしや行政サービスがどのように向上するのかという視点が伝わりにくいと感じました。 行政経営改革は効率化そのものが目的ではなく、市民が安心して暮らし続けられる環境を将来にわたり維持・向上するための手段であることが、全体像からも読み取れるような表現を検討していただきたいと思います。 次のような図になると伝わりやすいのではないでしょうか。 仕事のやり方を改善→選択と集中→持続可能な行財政運営→市民が安心して暮らし続けられる庄原市	ご指摘のとおり、本大綱は、効率化そのものを目的とするものではなく、限られた資源の中で、地域課題の解決を図り、「市民満足度の向上」に資することを目的としており、長期総合計画に掲げる「安心な暮らしが充実し、庄原に関わる人の未来がつながっていくまち」を実現するための強固な土台づくりとなるものです。 ご指摘を踏まえ、図を修正します。	行政経営改革課
6	21	【体系図】の大項目２は「多様な主体との連携の強化」とされていますが、自治振興区に関する取り組みは、「定義」「役割」「地域運営組織」など制度や仕組みの見直しに関する項目が中心となっており、「連携を強化する」という大項目との関係がやや分かりにくいと感じました。 自治振興区との協働を推進するのであれば、行政と自治振興区がどのような役割分担のもとで地域課題を解決し、市民サービスの向上につなげていくのかという視点が、体系図からも分かるよう整理されることを期待します。	本体系図については、本大綱の全体像を簡略化し体系に整理したものです。 大項目２を例にすると、小項目に掲げる項目に取り組むことにより、中項目の目標像を達成することで、大項目で示す「多様な主体との連携の強化」を実現するものです。 なお、具体な取組内容は、各項目に示しており、本図では各項目の略称で簡潔に整理しております。	行政経営改革課
7	22	【第 3 期項目】では「自治振興区との協働のあり方の再整理」とされていますが、「再整理」の具体的な内容や目的が体系図からは分かりにくいと感じました。 第２期では「自治振興区との協働」や「行政との協働の推進」とされていたことから、第３期では何を見直し、どのような協働関係を目指すのかが市民に伝わる表現となるよう、ご検討いただきたいと考えます。	本体系図については、第１期及び第２期大綱における項目と今回の第３期大綱における項目の変遷を整理したもので、具体な取組内容は、各項目に示しており、本図では各項目の名称のみを簡潔に整理しております。	行政経営改革課

8	23	中項目「AI・RPA 等の先進技術を活用した業務の効率化」については、現状・目標像・取り組み事項のつながりがやや分かりにくいと感じました。 現状では計画の終了、目標像では計画の目的達成、取り組み事項では計画やガイドラインの策定が中心となっており、DX によってどのような行政運営や市民サービスを実現するのかという成果が見えにくい印象です。 行政経営改革大綱として、DX を通じて目指す姿と、それに向けた具体的な取り組みとの関係がより分かりやすく伝わる構成となるよう検討をお願いします。	本大綱は、本市の行政経営改革の基本的な方向性を示す羅針盤として、今後の社会情勢やニーズの変化に対応できるよう、一定の柔軟性を持たせています。 本項目の具体な取組内容については、別途策定する本大綱実施計画や「庄原市 DX 推進計画」及び「同計画実行計画」において示してまいります。	行政経営改革課
9	24	中項目「民間活力の積極的活用」については、その方向性に賛同します。一方で、現状・課題では民間活力を活用する必要性や背景、目標像では市民サービスや行政運営にどのような効果をもたらすのかがやや伝わりにくいと感じました。 また、取り組み事項では PFS の導入が中心となっていますが、民間活力の活用には多様な手法があることから、民間の専門性やノウハウを生かした幅広い連携の考え方が分かる内容となるよう整理されると、より理解しやすいと考えます。	本項目は、新たな視点で幅広い分野において活用することができ、様々な主体と連携できる「PFS」を特記項目としております。 ご指摘のとおり、民間との連携には様々な手法があり制度化されていることから、インフラや施設などのハード整備における民間資金等活用事業である「PFI」についても追加で記載することとします。 また、その他の連携手法につきましては、各分野や連携主体に応じた各項目において、取り組みを掲載しております。	行政経営改革課 管財課
10	25	政策の必要性や効果を市民に分かりやすく伝えるという考え方には賛同します。一方で、目標像は情報発信に重点を置いた表現となっているのに対し、取り組み事項は政策評価や効果検証など行政内部の政策マネジメントが中心となっており、本項目で目指す姿がやや伝わりにくい印象を受けました。 政策立案から評価・改善、そして市民への分かりやすい説明までを一体的な取り組みとして理解できるよう、目標像や表現をご検討いただければと思います。	市民の皆様に政策の内容を納得していただくためには、政策立案の根拠や成果をわかりやすく示すことが不可欠であり、本項目の目標像は、市民の皆様にわかりやすく成果をご説明するため、政策立案、評価検証時点での客観的指標を工夫することを簡潔に記載して示しております。	行政経営改革課 経営戦略課

11	26-27	【自治振興区との協働のあり方の再整理】について、大項目「多様な主体との連携強化」の中項目「自治振興区との協働のあり方の再整理」では、目標像、現状・課題、取り組み事項の関係が十分につながっておらず、本項目で目指す姿が分かりにくいと感じました。 まず、中項目の目標像は「条例に規定するまちづくりの実現」とされていますが、大項目で掲げる「多様な主体との連携強化」との関係が分かりにくく、協働によってどのような地域づくりや行政運営を実現することを目指すのかが十分に伝わってきません。 次の、現状・課題や取り組み事項では、自治振興区の定義や役割、組織規模、法人化、ハブ機能、交付金の見直しなど、自治振興区制度の再整理に関する内容が中心となっています。そのため、「自治振興区との協働のあり方」を検討する項目というよりも、自治振興区制度そのものを再整理することを行政の取り組みとして示しているように受け取れます。 また、「地域の枠を超えた活動の促進」についても、その目的や考え方が十分に示されていません。自治振興区は、それぞれの地域の実情や課題に応じた活動を基本とする住民自治組織であり、地域の枠を超えた連携は、必要な課題に応じて行われることが重要であると考えます。そのため、広域的な活動を促進すること自体が目的であるかのような表現ではなく、どのような課題を解決するために、どのような連携を想定しているのか、その目的が分かる記載としていただきたいと思います。 備考では「懇談会での議論を踏まえて総合的に判断する」とされていますが、一方で、取り組み事項には自治振興区の定義や役割等の再整理が行政の取り組みとして明記されています。これでは、協議を通じて方向性を検討するというよりも、「再整理すること」を前提として協議が進められるとの印象を受けます。 自治振興区との協働のあり方は、行政が一方的に方向性を定めるものではなく、行政と自治振興区が地域課題や双方の役割について十分に協議し、共通理解と合意形成を図りながら築いていくことが重要であると考えます。そのため、取り組み事項についても、自治振興区制度の再整理を行政の実施事項として掲げるのではなく、行政と自治振興区が協働のあり方について協議し、その結果を踏まえて必要な見直しを進めていくことが分かる内容としていただきたいと思います。	本大項目では、各中項目で示す目標像の実現により、多様な主体との連携を強化し、共創のまちづくりを進めることを示しております。 市民に最も身近な住民自治組織である自治振興区が、持続可能な地域運営の担い手として、今後ますます重要な存在になると認識しております。 一方、現状及び課題は、自治振興区の規模や取り組みに大きな差異が生じていることなど厳しい現状を直視したうえで、交付金についても見直しが必要であるとの認識を示しております。 自治振興区の定義や役割の整理、交付金の見直しは、削減や縮小ありきではなく、また、見直し自体が目的ではなく、将来にわたる持続的な連携・協働関係を構築するための基盤整備と位置付けております。 また、「地域の枠を超えた活動の促進」については、市長あいさつや第３期大綱の視点で示しておりますとおり、限られた資源の中、従来の枠組みにとらわれず、各地域が連帯したまちづくりを推進することは、未来の庄原市にとって、避けては通れない課題であると考えております。 なお、自治振興区との協働のあり方については、ご指摘のとおり、行政側から一方的に方向性を定めるものではないことから、大綱に記載のとおり、自治振興区連合会理事会構成員、市長等で構成する「住民自治のあり方」に関する懇談会の内容も踏まえて、総合的に判断することとしております。	行政経営改革課 地域共創課

12	28	【広域連携】は、人口減少や専門人材の確保などに対応するための有効な手段であると考えます。 一方で、広域連携を進めること自体が目的ではなく、市民サービスの維持・向上や行政運営の効率化など、何を実現するための取り組みであるのかがより明確に伝わる記載としていただきたいと思います。	ご指摘のとおり、広域連携を進めること自体が目的ではありません。 本大綱では、解決すべき課題に応じ、あらゆる連携手法を模索するための方向性をお示ししております。 具体な連携事業については、各連携協定等でお示しします。	政策企画課
13	29	【民間団体等との連携】は、行政だけでは解決が難しい地域課題に対応し、市民サービスの向上を図るための重要な取り組みであり、その方向性には賛同します。 一方で、本項目では、郵便局、包括連携協定団体、専門人材など連携先や取り組み内容が示されていますが、いずれも「連携すること」や「人材を確保すること」が中心となっており、それぞれの強みや専門性をどのように行政運営や地域課題の解決、市民サービスの向上につなげていくのかが十分に伝わってきません。 例えば、「自治振興区職員不在時の事務対応」については、どのような課題を解決するために実施するのか、また実現可能な役割分担をどのように想定しているのかが分かる記載が望まれます。 また、包括連携協定を締結した大学等との連携については、交流事業にとどまらず、大学が有する専門的知見や研究成果を庄原市の地域課題の解決や地域づくりに活かす取り組みを推進する視点を盛り込んでいただきたいと思います。 さらに、専門人材についても、人材を確保すること自体を目的とするのではなく、その知見やノウハウを行政運営や地域課題の解決にどのように活かしていくのかが分かる内容とすることで、本項目の目的や期待される効果がより明確になると考えます。	取り組み事項等に掲げております事項は、各連携主体のネットワークや事業ノウハウ等を活用した内容であり、本大綱では、取り組みの方向性を示しております。 よって、記載している内容にとどまらず本市の課題解決のため、あらゆる有効な連携主体・事業を模索してまいります。	経営戦略課

14	30-31	中項目では、限られた経営資源を有効に活用し、市民サービスの向上につなげるため、既存の制度や事業を見直す考え方が示されており、その方向性は理解できます。 一方で、財産区及び自治振興区に関する記載では、個別の見直し内容は示されているものの、それらが中項目で示す目的とどのようにつながるのかが十分に伝わりません。 財産区については、「市内の均衡を図るため」とされていますが、財産区はそれぞれ設立経緯や地域での役割が異なることから、どのような課題を解決するためにあり方を検討するのか、その目的や必要性をもう少し具体的に示していただきたいと思います。 また、自治振興区については、行政と自治振興区の役割分担について考え方を整理することは重要であると考えますが、「重複事業の整理」という表現では、事業を整理すること自体が目的であるようにも受け取られます。中項目で掲げる目的との関係が分かるよう、役割分担を見直すことでどのような行政サービスや地域づくりの充実につながるのかが伝わる記載としていただきたいと思います。	財産区については、市内の均衡を図るため、今後のあり方を検討していく必要があるとの課題認識として提起しております。 備考に記載しておりますが、ご指摘のとおり、それぞれ設立経緯や地域での役割が異なることから、それらを十分踏まえた検討が必要であると考えております。 自治振興区など関係団体との重複事業等の整理については、今後、事業の棚卸しを行い、目的を同一とする事業の内、事務的・財政的に非効率な事業展開となっているものについて、役割分担を明確にし、効率的な事業運営が行える仕組みに移行するものです。	行政経営改革課 管財課
15	33	【公共施設の最適管理と再配置】の③では「管理業務へのデジタル技術の活用」を掲げていますが、取り組み事項(2)は貸館業務の無人化という管理業務の一部の効率化と見えます。 中項目である「公共施設の最適管理と再配置」の趣旨を踏まえると、施設全体の維持管理業務の効率化や省力化、点検・保守管理の高度化など、より幅広い視点でデジタル技術の活用についても記載されると、中項目との整合性がより高まるものと考えます。	デジタル技術は、目まぐるしく進展している状況にあり、本市の実情に即した有用な技術を柔軟に導入できるよう、本大綱ではその方向性を示し、別途策定する本大綱実施計画、DX 推進計画、公共施設等総合管理計画の個別計画で具体的な取り組みを定めることとしております。	行政経営改革課 管財課
16	34	行政評価制度を見直し、客観的な評価を充実させる方向性には賛同します。 一方で、市民意向の把握については、より多くの声を広く集めることが重要と考えます。現行の方法では参加への心理的・手続的な負担を感じる市民もいることから、より気軽に意見や評価を出せる仕組みや、多様な市民の声を把握できる手法についても検討していただきたいと思います。 続く小項目②では「前例にとらわれない事務事業の見直し・終了」を掲げていますが、取り組み事項は政策的事業の評価や他市事例の参考にとどまっています。小項目①で見直した行政評価制度を、小項目②の事務事業の見直し・終了へどのようにつなげていくのかが、もう少し具体的に示されると、「事業の選択と集中」という中項目の趣旨がより伝わると感じました。	行政評価制度の見直しについて、ご指摘のとおり市民の声をより広く集めることが重要と考えており、AI を活用した市民意向調査などに取り組むこととしております。 また、行政評価結果を、実効性のあるものとするために、目標像に予算への反映率 90%と掲げており、さらに、市民や評価委員がより納得できる評価をしていただくために、施策体系に基づいた評価の実施や客観的データに基づく成果指標の設定などに取り組むこととしております。	行政経営改革課

17	35-36	【支所機能の改編】については、専門性の確保や業務の効率化、市民の利便性や防災機能を維持する方向性には賛同します。 一方で、取り組み事項では業務の集約や効率化の内容が中心となっており、改編後の支所が地域住民にとってどのような役割を担うのかが十分に伝わりません。特に「地域のハブ機能」の強化については、住民からの相談を支所が受け止め、自治振興区や地域団体、本庁など関係機関と連携しながら課題解決につなげる拠点としての役割がイメージできるよう記載していただきたいと思います。 住民にとって「まず支所へ相談すれば必要な機関とつながり、地域全体で課題解決を図ることができる」という支所の姿が示されることで、支所機能改編の目的や住民にとってのメリットがより理解しやすくなると考えます。	現状の支所機能は、住民ニーズが多様化・複雑化するにもかかわらず、限られた人員で広範な業務を所管しているため、現状及び課題で示している様々な課題が生じていると認識しております。 改編後の支所においても、市民の身近な相談・受付機能や地域共創業務（地域課題の把握、地域コミュニティ支援など）を継続し、防災機能を確保することとしております。 また、改編後も市民の利便性が低下しないように、デジタル技術の活用や「地域コーディネータ（仮称）」の配置、本庁の連絡調整体制の整備などに取り組み、”地域のハブ機能”を強化しつつ、バックヤード(管理業務・事務処理業務等)については、最大限集約し効率化する必要があると考えております。	経営戦略課
18	37	②に「職員のニーズに応じた評価制度の構築」とありますが、「ニーズ」が何を指すのかが分かりにくく感じました。 また、現状及び課題では「公正な人事評価を行うことで、職員の育成・定着を進める必要がある」とされている一方で、具体的な取り組みでは、評価制度が人材育成や能力向上、組織力の強化、さらには市民サービスの向上へどのようにつながるのかが十分に伝わりません。 評価制度の目的や考え方について、人材育成や多様なキャリア形成、職員の能力向上などとの関係が分かるよう記載することで、本項目の趣旨がより伝わるものと考えます。	人事評価制度の目的は、本市では、「人を育てるツール」として活用し、職員個々の能力や適性を最大限に発揮させ、組織の総合力を醸成することです。 この目的達成に向けて、現在、運用している、評価者や評価項目の設定などについて、職場や職員が抱えている課題と理想の姿のギャップ（＝ニーズ）を踏まえ、制度の再構築を図っていきたいと考えております。 合わせて、能力や成果が適切に給与等へ反映される公正な人事評価により職員の育成、定着を進めることが、市民サービスの向上につながっていくものと考えております。	総務課
19	38	【定員マネジメント】に当たっては、本市の特性や住民サービスの維持、災害対応など複数の観点を考慮するとされていますが、それぞれが相反する場合にどのような考え方で適正な職員数を判断するのかが分かりにくく感じました。 また、「類似団体との比較」は参考指標の一つとして有効である一方、広大な市域や多くの支所を有する本市の特性に加え、会計年度任用職員や民間委託を含めた業務執行体制全体を踏まえて判断することが重要であると考えます。そのため、類似団体との比較をどのように位置付け、他の考慮事項とのバランスをどのように図るのかが分かる記載としていただきたいと思います。	安定的な行政サービスを提供するために必要な職員数を確保することを前提として、デジタル技術の活用や民間団体との連携など最大限事務の効率化に努めるとともに、最適な組織体制を構築する中で、別途定める「定員マネジメントプラン（仮称）」において、目標職員数を設定するよう考えております。 ご指摘のとおり、本市の特性を踏まえながら、他団体の職員数の比較に加え、他団体の取り組み事例を調査する中で、国の示す指標なども参考にしながら、職員数の設定・確保に取り組んでまいります。	経営戦略課

20	39	②の職員提案制度について、「無記名による提案」とされていますが、制度の目的は職場改善や業務改善につながる建設的な提案を促すことにあると考えます。 匿名による提案は意見を出しやすい利点がある一方で、提案の背景や意図の確認、内容の深掘りが難しくなるほか、建設的な改善提案以外の意見が増える懸念もあります。提案内容に応じて提案者と意見交換を行える仕組みや、記名・無記名を選択できる運用など、改善提案をより実効性のあるものとする制度設計についても検討していただきたいと思います。	ご指摘のとおり、提案内容の背景や現場（職員）の考えを深堀するためには記名式が適当と考えるため、「記名式」の提案制度に修正します。	行政経営改革課
21	40	【財政運営プランの基本方針】について、現状及び課題では、行政コストの増加に対応しながら、未来につながるまちづくりへの投資も必要とされています。一方で、具体的な取り組みでは収支や基金残高に関する数値目標が中心となっており、財政運営の基本的な考え方が十分に伝わりません。 財政規律を維持しつつ、必要な行政サービスや将来への投資をどのような考え方で両立していくのかについても基本方針として示されると、より理解しやすくなると考えます。	現在、本市は極めて厳しい財政状況にあり、今後、さらに行政コストの増加が予測される中、単年度実質収支の改善や財政調整基金残高の堅持は、喫緊の課題となっており、抜本的な財政健全化が必要であると考えております。 一方で、長期総合計画に掲げるまちづくりの実現には、単に財政の縮減という考え方ではなく、未来につながるまちづくりに投資できる予算を確保することも必要であると考えており、現状及び課題に基本的な方向性として記載しております。 なお、具体的な数値目標等の内容につきましては、「持続可能な財政運営プラン（仮称）」において整理してまいります。	財政課
22	42	小項目④「市税収入の確保」について、現年分収納率の向上を目標とすることは重要と考えます。 一方で、現状分析では滞繰分を含めた収納率にも課題が示されていることから、市税収入の確保という目的を踏まえると、現年分に加え、滞繰分を含めた収納率の改善についても目標や成果指標として位置付けることを検討していただきたいと思います。	市税収納率の向上においては、自主納付の促進や納期内納付の徹底など、行政の取組効果が比較的直接反映される現年分収納率を成果指標として設定することが適切であると考えております。 一方、過年度滞納分については、滞納者の資力などの要因の影響を大きく受け、滞納整理の進捗によって、年度ごとの状況が変動するため、過年度滞納分の収納率は年度間の比較や目標管理に必ずしも適さないと考えております。 このため、成果指標としては現年分収納率のみを目標値として設定し、新たな滞納を未然に防ぎ、過年度滞納分については、個々の案件の状況に応じた適正な滞納整理を着実に実施することにより、債権管理の適正化を図ることとしています。	税務収納課

23	43	②経費別歳出の見直し（補助費等）について、「公益性」「妥当性」「有効性」「公平性」の４つの視点から全補助金をゼロベースで見直す方針は理解できます。 一方で、「自治振興区への交付金を含む」と特定の補助金のみを括弧書きで例示すると、自治振興区への交付金が特に見直しの対象であるかのような印象を受けます。 全補助金を公平な視点で見直す趣旨であれば、特定の補助金のみを例示する必要性について検討されてはいかがでしょうか。	全ての補助費等をゼロベースで見直す趣旨での記載であり、自治振興区交付金の見直しについては、大項目２の中項目①（大綱 27 項）の「自治振興区との協働のあり方の再整理」に掲載をしていることから、本項の記載からは削除します。	財政課

24	29	今回の行革大綱について、自治振興区の在り方が策定されています。 当初は小規模（500 人以下の）自治振興区の合併など議論されていましたが、それぞれのコミュニティに文化がありすぐに合併は難しいかと思います。 加えて、自治振興区の維持に向けて、他団体と連携することは必要だと思います。 自治振興区の職員の不足や庄原市の財政状況を鑑みて他団体と連携することや協力を求めることは重要です。 本大綱では「日本郵便」と連携するとありますが、大変すばらしいことだと思います。 日本郵便はこのほど 6 月に「郵政民営化改革法」が一部改正となり、本来業務（郵便・貯金・保険）以外に地域貢献業務を行うことを義務付けされました。まさに日本郵便との連携は庄原市にとっても地域にとっても　有難いことだと思います。現在、商店や学校、ＪＡさんなどが統廃合される中で、郵便局は「最後の砦」としての役割を担ってもらうことは重要です。 広大な面積を誇る庄原市は、過疎化が進み人口減少が進んでいます。人口密度も北海道と同等です。 22 自治振興区と自治振興区の同じ数の郵便局が庄原市内にはあります。 相互連携が地域にとって欠かせないことだと思います。 さらに、ライドシェアにも期待をしております。 東城　帝釈間（始終線）はデマンド交通となり、中学生 1 名が乗っているのが現状です。 生活バスも利用者が減少しています。でも利用者が 0 ではないのが実情です。 だからこそ、毎日郵便物を配達している郵便車の活用が必要だと思います。 安価な料金も期待できるし、廃止になる心配もない。 物と人を乗せることで、化石燃料の削減にもつながるまさに SDGz の実現にもなると思います。 化石燃料を削減しながら、持続可能な社会の実現に向けて素晴らしい取り組みを庄原市から全国へ発信することもできます。	行政を含め各主体の人的資源の縮減が避けて通れない状況であり、各主体のネットワークや事業ノウハウ等、強みをいかした連携による“まちづくり”を実践する必要があると考えております。 そうした中、地域に根付いた存在である郵便局との連携は、今後のまちづくりの推進にあたり、重要な役割をはたすものと認識しております。 いただいたご意見を参考として、本市の課題解決のため、あらゆる有効な連携事業を模索してまいります。	経営戦略課

25	29	少子高齢化が急速に進む状況で、限られた財源・人材・資源の中で、効率的で効果的な行政運営を行うためには、行政機関以上に地域に点在する「郵便局」を重要な地域インフラとして活用することが重要であると考えます。 デジタル化・DX 推進により効率化が図られていますが、高齢者が多い庄原市においては、それぞれの地域の状況や人を熟知しながら「対面」で対応できる郵便局の窓口は、身近で安心して相談できる場所だと思います。 安芸高田市で郵便局へのマイナンバー取扱事務の委託を行っていますが、庄原市においても同様に推進していくことを望みます。 また、庄原市では自治振興区の交付金が減少することへの対策として、郵便局への一部事務委託を全国に先駆けて積極的に実施することを具体的に検討いただきたいと思います。 郵便局の人材・店舗を有効活用することで、自治振興区事務局員の事務負担軽減や人件費削減につなげることができると考えます。	行政を含め各主体の人的資源の縮減が避けて通れない状況であり、各主体のネットワークや事業ノウハウ等、強みをいかした連携による“まちづくり”を実践する必要があると考えております。 そうした中、地域に根付いた存在である郵便局との連携は、今後のまちづくりの推進にあたり、重要な役割をはたすものと認識しております。 いただいたご意見を参考として、本市の課題解決のため、あらゆる有効な連携事業を模索してまいります。	経営戦略課
26	29	地域に各所ある郵便局を利用することは利便性もあり、とても良いと思います。市役所に近い方々は良いかもしれませんが、遠くの人は市役所までいくのは大変です。また地域に詳しい郵便局の人なら事務なども向いているのではないかと思う。	行政を含め各主体の人的資源の縮減が避けて通れない状況であり、各主体のネットワークや事業ノウハウ等、強みをいかした連携による“まちづくり”を実践する必要があると考えております。 そうした中、地域に根付いた存在である郵便局との連携は、今後のまちづくりの推進にあたり、重要な役割をはたすものと認識しております。 いただいたご意見を参考として、本市の課題解決のため、あらゆる有効な連携事業を模索してまいります。	経営戦略課

27	29	今後、人口減少がさらに進行することにより、行政を取り巻く環境は一層厳しさを増し、住民ニーズも複雑化・多様化していくことが予想されます。そのような状況において、限られた人的・財政的資源を有効に活用しながら、住民サービスの維持・向上を図ることは極めて重要であると考えます。 大綱にある郵便局の活用についてですが、郵便局は地域に根差した身近な施設であり、住民にとって利用しやすい存在です。 そのネットワークや地域とのつながりを活用して連携・委託を進めることは、住民の利便性を確保するとともに、行政サービスの継続性を高める有効な取組であると思います。 このような官民連携は、行政運営の効率化や業務の最適化を図るだけでなく、安定した財政運営の推進にも資するものと期待されます。 今後の持続可能な地域づくりのためにも、地域資源を有効に活用し、それぞれの強みを生かした連携体制を構築することは重要であり、住民の利便性や個人情報保護、業務品質の確保に十分配慮しながら、安心して利用できる体制を整備し、地域住民にとってより良い行政サービスの提供につながることを期待します。	行政を含め各主体の人的資源の縮減が避けて通れない状況であり、各主体のネットワークや事業ノウハウ等、強みをいかした連携による“まちづくり”を実践する必要があると考えております。 そうした中、地域に根付いた存在である郵便局との連携は、今後のまちづくりの推進にあたり、重要な役割をはたすものと認識しております。 ご指摘の通り、連携体制の構築にあたっては、個人情報の取扱いや業務品質の確保等を十分配慮しながら検討を進めてまいります。 いただいたご意見を参考として、本市の課題解決のため、あらゆる有効な連携事業を模索してまいります。	経営戦略課
28	29	安芸高田市は市内15郵便局でマイナンバーカードを使った証明書交付などが始まり、行政手続きについて市職員にオンラインで相談できる仕組みも実証されています。人口減少でも行政の仕事は減ることはなく職員不足であり、市役所の仕事を郵便局に丸投げするのではなく、市役所職員でなければできない仕事に市役所が集中し、郵便局は住民に一番近い窓口として支えていく必要がある。	地域に根付いた存在である郵便局との連携は、今後のまちづくりの推進にあたり、重要な役割をはたすものと認識しております。 窓口業務の委託など安芸高田市をはじめ先進事例の研究を進めながら、本市の課題解決のため、あらゆる有効な連携事業を模索してまいります。	経営戦略課

29	29	庄原市の面積は、西日本で最も大きく、香川県の２/３になるとも言われます。この広大な面積を有する庄原市の人口は減少し、過疎化が加速度的に進行しています。市民参画の地域での支えあいはもとより、斬新な施策展開や他団体との連携はとても重要になってくると感じています。 大綱案の中に、民間団体との連携による、共創の“まちづくり”の実現に向け、郵便局との連携がもりこまれており、大変期待しています。 先般、郵政民営化法等の一部改正する法律案が成立し、郵便局ネットワークの新たな役割が示されました。これまでの郵便・貯金・保険の本来業務に公共サービスをはじめ、地域住民の日常生活や社会生活に必要なサービスに取り組めることになりました。 郵便局は、商業店舗の減少や金融機関等の統廃合が進む中で、生活インフラを担う拠点であると考えます。また、市内をくまなく回る配達網の活用も期待できると考えます。 今後益々、官民が一体となって地域課題の解決に取り組むとともに、まちづくりを進めていくことがとても重要であると思います。	広大な市域を有する本市において、地域に根付いた存在であり、地域インフラの拠点である郵便局との連携は、今後のまちづくりの推進にあたり、重要な役割をはたすものと認識しております。 いただいたご意見を参考として、本市の課題解決のため、あらゆる有効な連携事業を模索してまいります。	経営戦略課
30	29	広大な面積を誇る庄原市は、少子高齢化等により過疎化が進み、人口減少が進んでいます。 市の財政についても悪化傾向にあるようです、自治振興区においても職員の不足等もあるため、他団体と連携することや協力を求めることは必要だと思います。 行政大綱の民間団体との連携に、郵便局との連携とあります。 日本郵便において、このほど「郵政民営化改革法」が一部改正となり、本来業務以外に地域貢献業務を行うことは、庄原市にとっても地域にとっても良いことだと思います。	行政を含め各主体の人的資源の縮減が避けて通れない状況であり、各主体のネットワークや事業ノウハウ等、強みをいかした連携による“まちづくり”を実践する必要があると考えております。 そうした中、地域に根付いた存在である郵便局との連携は、今後のまちづくりの推進にあたり、重要な役割をはたすものと認識しております。 いただいたご意見を参考として、本市の課題解決のため、あらゆる有効な連携事業を模索してまいります。	経営戦略課

31	29	八谷市長はとても紳士で一人一人を大切にされる方とお見受けします。 私は府中市民として、府中市にはない庄原市の自治振興区の存在がとてもうらやましく思います。そのため、私はこの自治振興区を維持していくべきだと強く思います。 私は今回の大綱案にある「日本郵便」の活用は、地域に今ある資源を有効活用する合理的な考え方だと思います。自治振興区を中心とした地域の絆を強く保ち、庄原市が持続可能な明るい未来になりますようにと強く願っています。 私は、庄原市に長期に通勤するものとして、庄原市が、備北に住む住民からますますうらやましいと思われるようになっていただきたいと願っています。	本市では自治振興区により、コミュニティ推進をはじめ、地域交通や福祉、防災など多岐にわたる分野で主体的な活動が進められてきており、今後の本市のまちづくりにおける地域コミュニティの必要性・重要性はさらに高まるものと認識しております。 しかしながら、行政を含め各主体の人的資源の縮減が避けて通れない状況であり、各主体のネットワークや事業ノウハウ等、強みをいかした連携による“まちづくり”を実践する必要があると考えております。 そうした中、地域に根付いた存在である郵便局との連携は、今後のまちづくりの推進にあたり、重要な役割をはたすものと認識しております。 いただいたご意見を参考として、本市の課題解決のため、あらゆる有効な連携事業を模索してまいります。	経営戦略課
32	29	郵便局への市役所窓口業務の委託について 庄原市は急激な少子化高齢化の影響で税収は減ってきておりこのままで市の財政が維持できるとは思えない。その中で全国あまねくユニバーサルサービスを維持している郵便局に行政事務を委託することは、個人情報保護や公的な役割を担っている観点で安心であり、今後支所機能の一部統合も考えると良いことだと思う。6 月に地域貢献業務を行うことが義務付けられた改正郵政民営化法も可決しておりその裏付けもできている。安芸高田市ではすでに実施しており、これは少子高齢化が進んでいる危機感から行っていると考える。	地域に根付いた存在である郵便局との連携は、今後のまちづくりの推進にあたり、重要な役割をはたすものと認識しております。 窓口業務の委託など安芸高田市をはじめ先進事例の研究を進めながら、本市の課題解決のため、あらゆる有効な連携事業を模索してまいります。	経営戦略課

33	29	地域行政と郵便局との関わりについて 郵便局は全国ネットワークを通じて公共サービスを提供しています。 それにより行政の役割を補完出来ると考えます。 一つは、配達機能を利用し地域の変化や異変等を報告出来ること。 また、緊急性のある状況では地域へお知らせができると言うことです。 二つめに、過疎化が進む地域の自治振興区のお手伝いが出来ると考えます。 郵便局は地域のことがよく分かっているので、行事や実際の活動等お手伝い出来ることが多いと考えます。 ３つめに、郵便局窓口で行政の申請や手続きが可能ではないかと思います。例えば、マイナンバーカードの更新や交付などです。 是非とも、行政と郵便局が一体となり地域を支えられると考えます。	本市と郵便局においては、平成 30 年５月に「地域における庄原市と庄原市内郵便局の協力に関する協定書」を締結し、市内郵便局の皆様には、業務中における地域の見守り活動にご尽力をいただいているところです。 地域に根付いた存在である郵便局との連携は、今後のまちづくりの推進にあたり、重要な役割をはたすものと認識しております。 いただいたご意見を参考として、窓口業務の委託など、本市の課題解決のため、あらゆる有効な連携事業を模索してまいります。	経営戦略課
34	29	安芸高田市と庄原市は似通った点が多数あり、参考とするべきことが多いと思われる。安芸高田市では自治体窓口業務を郵便局に委託し、支所機能を本庁と統合していくとのこと、庄原市においても郵便局と連携し任せることは委託を行っていけば、職員の人件費、募集をしても応募がないといった課題も解決していくと思われる。 ２０２６年の改正郵政民営化法の成立で日本郵便にも行政・地域サービスの「本来業務」化が正式に追加されたことで、もっと活用していくべきだ。	地域に根付いた存在である郵便局との連携は、今後のまちづくりの推進にあたり、重要な役割をはたすものと認識しております。 窓口業務の委託など安芸高田市をはじめ先進事例の研究を進めながら、本市の課題解決のため、あらゆる有効な連携事業を模索してまいります。	経営戦略課
35	29	第 3 期庄原市行政経営改革大綱策定案について、日本郵便と連携とありますが、利便性向上など幅広い分野で安心して利用できると思いますので、ぜひ実現していただきたい。	地域に根付いた存在である郵便局との連携は、今後のまちづくりの推進にあたり、重要な役割をはたすものと認識しております。 いただいたご意見を参考として、本市の課題解決のため、あらゆる有効な連携事業を模索してまいります。	経営戦略課

36	29	この度の行政経営改革大綱策定案において、「日本郵便」と連携するということについて、とてもすばらしいことだと思います。 日本郵便は、６月に「郵政民営化改革法」が一部改正となり、本来の業務以外に地域貢献業務を行うことを義務付けられたこともあり、日本郵便との連携を行っていくことは、地域にとっても有意義なことだと思います。 過疎化が進む地域において、今も変わらず各地域にある郵便局との連携を実現することは、人手不足や財政状況からみて、大変重要なことだと思います。	地域に根付いた存在である郵便局との連携は、今後のまちづくりの推進にあたり、重要な役割をはたすものと認識しております。 いただいたご意見を参考として、本市の課題解決のため、あらゆる有効な連携事業を模索してまいります。	経営戦略課
37	29	第３期行政経営改革案の中で、庄原市が置かれている少子高齢化で市政が危ぶまれる状況で、地域から学校、金融機関、企業が無くなる現状の中、地域に唯一ある郵便局を今後行政サービスに利活用することは重要なことと思う。同じ広島県の安芸高田市はすでに実践しており、全国的なモデル自治体と感じる。本市住民として、同じ状況の安芸高田市の取り組みを早期に行うことが、庄原市の将来につながる方向と感じます。	地域に根付いた存在である郵便局との連携は、今後のまちづくりの推進にあたり、重要な役割をはたすものと認識しております。 窓口業務の委託など安芸高田市をはじめ先進事例の研究を進めながら、本市の課題解決のため、あらゆる有効な連携事業を模索してまいります。	経営戦略課
38	26～27	広域な市域を持つ本市においては、行政サービスの充実をはじめとして、地域課題の解決を図るためには、自治振興区と行政が協働した取り組みをすることが重要であり、行政と自治振興区の役割や課題についての共通認識がまず必要と考える。 現在行われている「住民自治のあり方」に関する懇談会等において、行政と自治振興区の役割と課題等について熟議を行うとともに、その協議の内容を踏まえて、具体的な取り組みを実施されることを要望する。 また、具体的な取り組みの「目標像」は、示す必要があると考える。何のために小項目を実施するのかの目的を明確にするとともに、実施後の評価及び成果を検証する時、目標となるものがないと検証ができないと考える。「目標像」のないものについては、小項目からの削除を求める。	自治振興区につきましては、今後、人口減少等で経営資源が制約される中で、従来の枠組みのまま現状を維持することは困難であるとの課題認識から、役割の再整理や、交付金の見直しなど、今後取り組むべき項目の方向性をお示ししております。 また、本項目は住民自治に関する事項であり、目標像は市のみで一方的に設定するのではなく、自治振興区との対話と合意形成を踏まえて整理すべき性格のものと考えています。このため、現時点では目標像を確定的に示すのではなく、懇談会等での意見を踏まえて整理し、方向性が具体化した段階で、取組内容や検証の視点を含めて明確化していきます。	地域共創課

39	29	庄原市の平成大合併とし、2005 年より新しい庄原市が誕生しましたが、その後 20 年が過ぎようとしておりますが、過疎化率が最も進み２人には１人は高齢者と言われる比和町に居住しておりますます 庄原市全体でも人口減少や過疎化が進み担い手不足等により行政運営は極めて厳しい状況であり維持できなくなるのが現状であると感じます また、庄原市に居住される地域住民の方より色々な声をお聞きしますが、「地域住民の生活を支援してほしい」など色々な声をお聞きします。 この現状をどのように解決すべくかが、今後の庄原市の未来と思います １　公共交通機関の充実化 ・高齢者の誤操作による交通事故防止のためタクシー料金の無料化 ・高卒までの通学費の無料化 ２　医療機関の充実 ・免許返納等で病院に行けない方への医療機関の充実（オンライン診療などの拡充） ３　マイナンバーの申請・更新 ・自宅での申請・更新（郵便局での申請・更新） 合併以降、行政のスリム化を推進するため、職員数の削減に取り組んでおられますが、今後 限られた人員で複雑多様化する行政課題に対応していくためには、従来の業務手法のままでは、円滑な業務遂行に支障が生じることが懸念されます。 全国 24,000 局ある郵便局を活用し、公共サービスや社会生活を営む基盤を日本郵便株式会社に委託することで職員の負担軽減、モチベーション維持が期待できます。 都市部と地方の格差が広がる中で、地域の暮らしをどう考えるかは大きな課題であると感じますが、これからの若い世代が庄原市の未来を担えることが出来ればとてもうれしく思います	行政を含め各主体の人的資源の縮減が避けて通れない状況であり、各主体のネットワークや事業ノウハウ等、強みをいかした連携による“まちづくり”を実践する必要があると考えております。 そうした中、地域に根付いた存在である郵便局との連携は、今後のまちづくりの推進にあたり、重要な役割をはたすものと認識しております。 いただいたご意見を参考として、本市の課題解決のため、あらゆる有効な連携事業を模索してまいります。 また、公共交通機関の充実化や医療機関の充実につきましては、第３期長期総合計画における施策の柱に、安心な暮らしの充実を掲げ、医療の充実や交通手段の確保に取り組むこととしていることから、ご提案のいただいた内容も参考にして、今後、具体的な施策を検討してまいります。	経営戦略課

40	29	行革大綱では「日本郵便」との連携が示されています。日本郵便では 6 月に「郵政民営化改革法」が一部改正となり本来業務に地域貢献業務を行うように義務付けられました。そのような意味においても日本郵便との連携はするべきだと考えます。安芸高田市ではすでに行政事務受託等の実証実験が終了し支所機能の統合など少子高齢化を見越した動きを加速しています。庄原市は他の市町村より遅れていると思います。「他の市町村がしていないから先にはできない」と市役所職員からはよく言われますが、大切なことを見据えた取り組みを積極的に行うように取り組んでいただきたいと思います。市役所の機能で郵便局でできるものは積極的に委託をしてください。よろしくお願いいたします。	地域に根付いた存在である郵便局との連携は、今後のまちづくりの推進にあたり、重要な役割をはたすものと認識しております。 また、本大綱におきましては、持続可能な業務執行体制の構築を図るため、支所機能の改編などに取り組むこととしております。 窓口業務の委託など安芸高田市をはじめ先進事例の研究を進めながら、本市の課題解決のため、あらゆる有効な連携事業を模索してまいります。	経営戦略課
41	26	中項目：自治振興区との協働のあり方の再整理について 以下について、記載内容の追加修正を検討ください。 １．現状と課題について 現在の自治振興区制度は、広い市域における地域の活性化や暮らしの安心安全づくりと地域活力の維持を図るために、「自らの地域は自らがつくる」の基本理念のもとに、旧公民館制度から移行・導入され約 20 年が経過した。22 の自治振興区それぞれにおいて、地域特性に応じた「コミュニティ活動・地域福祉、地域交通、防災、安全、文化活動、定住促進、環境整備」等様々な活動を行い、地域の安全安心のよりどころとなり、各種の行政の取り組みの一部を担う（補完）ことを通して、庄原市まちづくり基本条例のめざす「協働のまちづくり」に大きく貢献し、地域の活性化に大きな役割を果たしてきました。 この間、少子高齢化・人口減少などによる地域環境の変化に伴い、自治振興区職員・自治振興区活動の担い手不足の課題、小地域コミュニティの再編と将来の地域活動を見据えた組織体制の課題、自治振興区と行政の役割分担の明確化及び自治振興区交付金等の財政支援の見直しなどの課題が存在しています。 ・・・以上、「これまで自治振興区制度は果たしてきた成果」を明記していただきたい。	ご意見のとおり、自治振興区は、地域特性に応じた多様な活動を通じて、地域の安全安心の基盤を支え、「協働のまちづくり」に貢献してきました。今回の見直しは、少子高齢化・人口減少等の環境変化の中でも、取組を持続可能にするために、役割や支援のあり方等を再整理するものです。 行政経営改革の観点からも、現状の課題だけでなく、これまでの成果（実績）を併せて示すことが、「なぜ今、何を変えるのか」を市民と共有するうえで重要と考えます。 このため「現状と課題」の記述に、自治振興区が担ってきた代表的な成果（例：地域福祉・防災・生活交通・環境整備・定住促進等の取組）を追記し、文章構成を改めます。	地域共創課

42	26	２．具体的な取り組みについて ①役割の再調整について 　現在、一度立ち止まり自治振興区と行政の役割について再確認することが必要である。 　再調整において、「地域課題」を中心に置き「行政が責任を持つ課題＝行政が主体」「地域と行政がともに取り組む課題＝共創・協働」「住民主体の課題＝地域（自治振興区）が主体」の３点について、「仕分け」でなく「誰が主体となって取り組むことが必要である」ことの再確認で良いのではないかと考えます。ただ、３点を明確に線を入れることは難しいと考えます。なぜかというと「住民生活に必要な課題の取り組み」だからだと思います。「共創」です。	ご意見のとおり、生活課題は行政と住民自治組織の相互に連関し、単純な線引きには馴染みにくい面があります。 　一方で、行政には法令に基づき行政が責任を負うべき領域があり、自治振興区には地域実情に即した合意形成や実行力などの住民自治としての強みがあります。 　こうしたことから、自治振興区の担っている取組をその性質から「受託的事業」「公的事業」「任意事業」に類型化し、明確にすることが必要と考えています。	地域共創課
43	26	２．具体的な取り組みについて ②適正規模での運営支援について 　これから 10 年先を見据えた組織の見直しは特に必要となってくる。避けては通れない道筋であると考えます。 　自治振興区事務を担う職員の体制・待遇について、早急な見直しを検討いただきたい。 　現時点では、地域貢献という意味合い気持ちで務めていますが、後継者の確保のためには見直しは必要です。	人口減少等により地域・行政双方の経営資源が限られる中、現行体制を前提とした運営の継続が困難となる場合も想定されます。このため市としては、将来を見据えた適正規模の確保に向け、自治振興区の再編に関する検討・合意形成の支援や、事務職員の兼職等による事務執行体制の柔軟化を、取り組み事項として位置付けています。 　なお、自治振興区職員の体制や待遇は、基本的に各自治振興区の就業規則や総会等に基づいて決定されるべきものですが、市からの委託的業務、公益的業務を遂行するにあたっての人件費については、適正な賃金体系が確保できるよう、自治振興区交付金等の見直しの中で検討することとしております。	地域共創課
44	26	２．具体的な取り組みについて ③組織的基盤の強化と更なる民主的運営・透明性の確保について （１）法人化等の移行促進は、必要とする自治振興区のみで良いと考えます。強要はすべきではない。（必要ではない）	組織の継続性や過失等の責任の属人化リスクなどの課題を解決するために法人化の促進を掲げておりますが、各自治振興区の事業内容や管理資産の種類、対外契約の必要性等の状況により適否が異なるため、法人化は、義務ではなく必要な場合の選択肢として整理し、希望する自治振興区が円滑に移行できるよう支援する考えです。	地域共創課

45	26	２．具体的な取り組みについて ③組織的基盤の強化と更なる民主的運営・透明性の確保について （２）支所においては、市役所機能が以前（合併当初）と比べると、機能・職員体制　大きく減少（縮小）しており、その現状において「自治振興区（地域づくリ）」の必要性がより一層出てきている事から「役割分担」を一定明らかにして、行政機能を共創の視点から抜本的に見直す時期にています。	支所体制を含む行政サービスの提供体制が変化する中で、様々な主体の協働により、地域からの相談機能や課題の掘り起こし機能をどう維持するかが重要です。 そうした中でも、法令に基づく所掌や手続など、行政として担うべき領域は明確に保持する必要があります。 そのうえで、地域の強みを生かした課題解決の速度と納得感を高めるため、ご意見のとおり、「役割分担の明確化」が必要であると考えています。全ての主体で人的資源の確保が厳しくなる中、協働を基本とした各主体の役割分担を再整理する必要があると考えています。	地域共創課
46	26	２．具体的な取り組みについて ③組織的基盤の強化と更なる民主的運営・透明性の確保について （３）自治振興区の定義を定めることについて：まちづくり基本条例に「自治振興区」を明確に位置付けた方がよいと考えます。	自治振興区の位置付けを明確化することは、制度の安定性と説明可能性の向上につながります。 一方で、まちづくり基本条例への位置付けは、法規としての整理（他制度との整合、用語定義、規範性の程度等）を伴うため、新たな条例の制定や制度運用上の要綱等による定義付けについて、その必要性を整理した上で、対応を検討します。	地域共創課
47	26	２．具体的な取り組みについて ③組織的基盤の強化と更なる民主的運営・透明性の確保について （５）自治振興区という「組織活動」を約 20 年間行ってきており、総会という最高議決機関おいて、事業計画・予算・事業報告・決算・監査という一連の組織活動のプロセスを踏まえて継続しており、その報告を行政へ行い、承認を得て現在に至っています。（組織原則は確実にできています。そして、広報誌等で情報提供を行っています。） 以上の件について、追加修正の検討をいただければ幸いです。	これまで、総会を中心とした民主的運営、会計・監査、情報提供を積み重ねてこられた点は、自治振興区の信頼性の基盤であると受け止めています。 一方で、指定管理をはじめ公的性格の高い事務は、法令・協定等に基づく適正な手続の履行と説明責任が特に求められます。 総体的な見直しの論点は、「現状の否定」ではなく、各自治振興区の取組水準や事務負担の差も踏まえつつ、運営の透明性と適正手続を「仕組み」として確保することで、住民自治の取組を将来にわたり持続・発展させることにあります。	地域共創課
48	29	少子高齢化・人口減少が加速し労働人口も減っていく中で、身近にある郵便局に行政の一部を委託するのは市民（特に高齢者）にとって良いことだと思います。（郵政民営化改革法の中に地域貢献業務を行う事が義務付けられている）	行政を含め各主体の人的資源の縮減が避けて通れない状況であり、各主体のネットワークや事業ノウハウ等、強みをいかした連携による“まちづくり”を実践する必要があると考えております。 そうした中、地域に根付いた存在である郵便局との連携は、今後のまちづくりの推進にあたり、重要な役割をはたすものと認識しております。 いただいたご意見を参考として、本市の課題解決のため、あらゆる有効な連携事業を模索してまいります。	経営戦略課

49	29	郵便局との連携について 郵便局のネットワークを活かし公的事務受託が可能である郵便局との連携については是非とも進めて頂きたい。 地域に密着した民間団体としては、窓口事務以外にも郵便の機動力もあり、今後も他分野でも連携、支援等で幅広い対応の可能性を秘めていると思われる。	行政を含め各主体の人的資源の縮減が避けて通れない状況であり、各主体のネットワークや事業ノウハウ等、強みをいかした連携による“まちづくり”を実践する必要があると考えております。 そうした中、地域に根付いた存在である郵便局との連携は、今後のまちづくりの推進にあたり、重要な役割をはたすものと認識しております。 いただいたご意見を参考として、本市の課題解決のため、あらゆる有効な連携事業を模索してまいります。	経営戦略課